

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び第3項並びに第36条第2項」を削る。

第27条第1項中「施設課長」を「技術監理課長」に改め、同条第2項中「施設課」を「技術監理課」に改める。

第29条（見出しを含む。）及び第30条中「施設課長」を「技術監理課長」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)